政　令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「二百七十五万六千四百円」を「二百七十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千六百円」を「二百二十万三千二百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十六万千六百円」を「八十六万四百円」に改め、同項第二号中「六十九万円」を「六十八万八千八百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十一万八百円」を「二百四十万八千四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百二十三万二千四百円」を「七百二十二万五千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千七百円」を「八千八百円」に改め、同条第三項中「に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号まで」を「及び第三号から第六号まで」に、「（協力援助者に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第二項及び第三項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

3　施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第五条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（協力援助者に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三百三十三円）を」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」とあるのは「（協力援助者に配偶者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。